豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（2025年度）

１　施設の概要

施設名　：　豊橋コンテナターミナル
所在地　：　豊橋市神野西町一丁目
設置根拠：　愛知県港湾管理条例（平成 10(1998)年　供用開始）
設置目的：　三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。
施設概要：　敷地面積：約 12.9 ヘクタール
　　主な建物等：軌道走行式荷役機械（２基）、ゲート室、冷凍コンテナ用コンセント、
　　照明灯、洗浄場、トラックスケール

２　指定管理概要

指定管理者名　　三河港コンテナターミナル株式会社
指定期間　　2023 年４月１日から 2028 年３月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
　コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動

３　利用状況

（単位:ＴＥＵ）

区分	2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ貨物	25,200	21,398	26,400	23,862	△2,464

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

４　収支状況

（単位:千円）

区分		2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計		66,610	64,023	65,040	75,500	△11,477
	利用料金収入	66,610	64,023	65,040	75,500	△11,477
	指定管理料	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
支出		81,665	80,862	80,664	81,863	△1,001
収支差		△15,055	△16,839	△15,624	△6,363	△10,476

５　モニタリング結果

（１）総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われている。

（２）区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報の取扱等適切に行われている。
施設の適正な管理	A	施設内警備、巡視等について適切に行っているほか、関係者との安全に係る情報共有を密に行っている。
サービスの維持・向上	B	三河港振興会等と連携し利用促進に努めていたが、コンテナ取扱量と収入が計画を下回っていた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われている。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

（３）今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

６　利用者からの反応

利用者に対してアンケートを実施し、得られた回答は以下のとおりである。（回答数　４件）
・施設等の利用許可手続きについて
　問題はなく満足している 100%
・施設利用料金の請求と支払方法について
　問題はなく満足している 100%
・施設利用料金の額について
　妥当と思う 100%
・CT 会社の運営内容について
　問題はなく満足している 50%　ほぼ満足している 50%

７　その他

特になし

○　問い合わせ先

都市・交通局港湾課経営グループ
電話：０５２―９５４―６９６６（ダイヤルイン）
ファクシミリ：０５２―９５３―１７９３
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp